

シンポジウム報告：

ポスト近代国家と「新しい市民権」

—非「択一」・自己決定権・マルチカルチュラルイズム—

鄭 暎恵

(1) 非「択一」としての「自己（セルフ）」受容

「在日韓国朝鮮人」という“肩書”を与えられた私は、日本社会への「同化」を長い間拒否して「民族的アイデンティティ」を確立しようと試みてきた。それは、強いられた「同化」が文化的帝国主義、「民族」抹殺政策の名残と考えられていたからだった。しかし、「民族的アイデンティティ」の強調で一体何が解決したのだろうか。むしろ、ナショナリズム＝「他者」への排斥に陥るだけではないだろうか。「同化」反対と唱えながらも、日本に生まれ日本に育ったがゆえ、事実として既に「同化」してしまった「私」を、一体いかにして受容しうるだろうか。「民族的アイデンティティ」に突き当たる度、私はいつも自問自答を繰り返してきた。

日本では「在日韓国朝鮮人」と呼ばれ、韓国では「日本人」と呼ばれる存在。他者が私に向ける「まなざし」の揺れが激しく、社会と私との「合意」上に成立するはずのアイデンティティは、「実像」を結ばない。「本当の私」など、どこを探してもあるわけない。異なる状況間を移動することで、アイデンティティはいつも未遂に終わる。では、「井の中の蛙」状態で定住すれば、何らかのアイデンティティが確立できただろうか。否、そもそもそれは初めから不可能だったのだ。家庭内は朝鮮社会、一歩外へ出ると日本社会。日常的に異文化を往来して暮らす二・三世にとって、「定住」はありえない。状況間を往来する“渡り鳥”としての「ボーダレス・アイデンティティ」を受け入れるしかない。定住・存在・本質ではなく、漂泊・生成・実存においてのみ、「私」がありうる。

「自己（セルフ）」をひとつの場として、錯綜し混成する複合的エスニシティ。そこでは、一貫性を欠き、異質な「部分」が混沌と併存しあう。実存としての「私」に必要なのは、アイデンティティではない。この「自己（セルフ）」の受容こそが必要なのである。

アイデンティティを獲得する過程で、混沌とした「自己」は統合を計られ、その内部に「中心-周辺」構造がひかれる。次第に「周辺」が淘汰されていく。アイデンティティを獲得するとは、「自己」の一部を切捨てることに他ならない。アイデンティティ・近代的自我・ナショナリズムなどといった「択一」は、近代がもたらした「罨」だったのである。マジョリティからの同化圧力、文化的帝国主義に対抗するために、「民族的アイデンティティ」を強調するとしたら、まんまと近代の「罨」にはまったことになる。「民族的アイデンティティ」は対抗同一性としての機能を果たすのみで、そこには最も重要な“自己決定性”が脱落している。同化圧力に屈せず、しかも近代の「罨」に陥らないためには、エスニック・アイデンティティを強調するより、むしろ「自己」をそのままに受容すること、非「択一」しかない。（「自己」に着目すると、理念型もしくは幻想としての「個」という概念に短絡してしまいがちだが、「自己」とは In-dependent でなく Inter-dependent なものである。）

(2) エスニシティと自己決定

1989年、フランスの移民労働者二世にある事件が起こった。パリ郊外の中学校に、マグレブ少女がイスラム教徒のスカーフ（ヒジェブ）を被って登校し、スカーフをとるようにとの学校側の説得に応じなかったため、授業への出席を禁止されたというのだ。学校および国民教育省は公的な理由として、「非宗教性」の原則をあげ「公平」を装っているが、イスラム原理主義の影響に神経を尖らせ、マイノリティ文化に対し排外的な態度をとったのは明らかだった。早速、マグレブ青年たちの組織は学校側に信仰（文化）の自由を求めて抗議した。ところが、移民たちの中にも学校側と異なる理由で「スカーフ」着用には反対す

る人々がいた。移民女性の地位向上を望む二世代の女性たちだ。「スカーフは、進歩に逆行する蒙昧主義だ。自分は女性であるだけに、少女たちが支払わねばならない代償がわかる。私たち二世代は、自分たちの母親たちのそれとは異なる選択をした。それは彼女たちの選択ほど容易なものではなかったが。私たちは非宗教的学校でずっとやってきて、そこで自由と知を学んだのだ。多くのモスリム家族においては、いま知ることが何よりも重要だ」と、彼女たちは主張する⁽¹⁾。

マイノリティである自分たちの文化を守ろうとすること、ここでいえば国家（マジョリティ）に対するマグレブ青年組織の抗議が、まさにエスニシティであり、エスニック・アイデンティティの具現である。では、同化圧力にさらされながらも文化をつくりかえようとする、移民二世代の女性の選択は何だろうか。これはエスニシティとは異なる“自己決定”であり、これこそが「自己」受容なのである。

他者によって文化を剥奪されるのも、他者の圧力に抗して文化を死守するのも、実は表裏一体にすぎない。文化をつくりかえることができない、そのことがもはや文化が自らのものではなくなったことを端的に物語っている。同化圧力に対抗する理由が差別（＝レイシズム）を許さないことにあるなら、同じく差別（＝セクシズム）を許さないために、文化をつくりかえる必要がある。ところが、セクシズムの解消は常にレイシズム解消の後回しにされてきた。エスニシティによりエスニック・グループ内は統合されるが、それはグループ内の中心－周辺構造を強化することでもあり、文化の死守という大義名分によって、エスニック・グループ内のセクシズムは却って強化されてしまう。エスニシティはマイノリティ男性に「解放」という幻想を与えるが、マイノリティ女性に対してはさらなる抑圧でしかない場合が多い。

また、エスニシティとは、力関係さえ逆転すれば、いとも簡単に新・ナショナリズムに転化しうる。従来はナショナリズムは、国家統合のために近代国家がエスニシティを抑圧してきたものを指すのに対し、新・ナショナリズムとは、多民族で構成される近代国家をエスニシティが分割／合併させ民族国家化させようとする動きを指す。エスニシティは近代国家を揺るがすが、あくまでも「近代」であって「ポスト近代」ではない。近代国家であれエスニシティであ

れ、ナショナリズムであれ新・ナショナリズムであれ、ポリティカル・アイデンティティは「択一」論理で成り立っている。今求められているのは、「択一」論理を超えた自己決定権をいかに具現化できるかという問いへの答えなのである。

(3) 近代国家の矛盾

80年代以降、近代国家はエスニシティによって激しく突き上げられてきた。東西冷戦に代わり、いまや民族と国家の衝突、そして民族と民族の紛争が人類に最大の危機をもたらしている。しかし、それらを調停するために国家主義が台頭しても、反対に民族主義が台頭しても、いずれにせよ「出口なし」であることにはかわりはない。市民社会を目指して誕生したはずの近代国家は、なぜこのようなディレンマに陥ってしまったのであろうか。

そもそも近代国家とは、封建領主・君主ではなく民衆が主権者となって構成される国民国家・法治国家を理想として構築された。放っておけば民族紛争や宗教戦争がとめどもなく繰り上げられる状況にあって、国家最強論をうちだしたホブズは「人間が自分の生命や自由を守るために、自分たちの力を合わせて（同意・契約）設立した共通権力〔コモン・パワー〕をもつ政治共同体＝国家〔コモン・ウェルス〕が、国王・議会・教会・ギルドなど他の政治・社会権力よりも上位あるいは優越的地位にあること」で、全構成員の意思を反映し万人の利益を確保した上で平和を確立しようと信じた⁽²⁾。しかし、そこにはある誤算があったために、近代国家によっても民族紛争は終結することなく燃り続け再燃するに至ってしまった。

近代国家が国民国家原理をとる以上、主権者は他ならぬ国民（内国人）であり、それは一方で国民以外の者（外国人）の権利が侵害されることを意味している。ところが現在、政治的・経済的な理由により自国を離れて暮らす人々は1億人になり、これは世界上の全人口のなんと2%にも上る。“ヨーロッパや中東に限らず、この地球上には、歴史の不運、運命のいたずら、外交の不正義、

貪欲な征服のせいで、自前の国家をもたずに他人の国家の枠内に入ってしまった「民族」も少なくない。言うならば、かれらは、「国民」になれなかった「民族」なのである”と山内昌之が述べているように、彼らは居住国において「定住外国人」と呼ばれ、そこでの国民と同等の権利を有することができずにいる⁽³⁾。つまり、国籍の壁によって権利を認められず、差別や抑圧を受けている人々がこの地球上に少なくとも2%は存在しているのである。こんなにも多くの人々が国境を超えて往来し、彼らが居住地において「無権利」状態となるのを予測できなかったこと——それが近代国家の大きな誤算である。

また、近代国家の欺瞞は、国家主権擁護のために、国籍〔＝どこの国家に所属しているかという外交上の記号〕に基づいて市民権〔＝居住地における市民としての権利〕を付与したことにある。市民権を得るためには国民であることを条件とし、国民であるとは国家に排他的な忠誠を誓う者と定義したことに、人権尊重をうたったはずの近代国家の矛盾があり、それゆえ普遍的な市民権の確立は失敗に終わった⁽⁴⁾。たとえ普遍的な市民権を確立しえたとしても、それを以て全ての民族紛争を終結させることは困難だが、まずは全ての人々に権利が開かれること、機会均等を保障することは民族紛争解決のために最低限必要なことである。ポスト「近代国家」の構成原理は、ブルベイカーが提起するような「排他的な所属（＝国籍）を条件としない市民権」（full membership of the state without membership of the nation）、もしくは「忠誠心を要求しない市民権」（desacralization of state membership）に基づいたものとなるだろう。それは、国籍と市民権の一体化を打ち破ることである。定住外国人や多重国籍者に対し、国籍ではなく居住性に基づいて市民権を付与することである。

(4) 国籍と市民権は不可分か？

では、国籍と市民権の一体化を打ち破るとは、いかにして可能となるのだろうか。国籍と市民権が分離した場合、国家に代わって市民権を保障する主体は何になるのだろうか。おそらくそれが近代国家終焉の後に構築される「国家」と

なるであろう。いや、もうそれを「国家」と呼ぶのは相応しくかもしれない。個人と社会の間にかわされる「新しい社会契約」。「外部」も「自己同一性」をも必要としないあり方。それを模索するために、国籍と市民権の概念を再検討するところから始めよう。

まず、市民権と表裏一体をなす義務としての兵役と国籍とが本当に不可分であるかどうか考えてみたい。

アメリカの場合、現在徴兵制を廃止して志願制をとっているが、徴兵制復活に備え、徴兵登録制度だけは未だに継続させている。その徴兵登録制度とは、対象者を「18才～26才の米国籍者と、米国在住の永住権を持つ外国人など全ての男性」と規定しており、登録義務を怠ると25万ドルの罰金か5年の禁固刑が科せられる⁽⁶⁾。定住外国人で、しかも「不法」滞在者であろうと、徴兵登録義務から免除されないということだ。これには、裏の意味がある。例えば、「不法」滞在者であろうと、兵役という住民としての義務を果たせば市民権を与えようということなのだ。

その逆のケースとして韓国の場合、兵役はあるが日本など外国の永住権者には兵役義務を免除する（韓国兵役法二四条二項）といわれている。国民であっても住民でない場合には、實際上、兵役義務は課せられない。つまり、アメリカと韓国の場合を見てもわかるように、兵役と国籍とは不可分なのではない。むしろ兵役とは、国籍より、<居住の事実>により大きく規定される住民としての義務なのである。

ドイツの場合も、徴兵制はあるが、国外在住ドイツ人には一定の条件の下で兵役を免除することがある。そればかりか、ドイツは出生による多重国籍を認めているので、他国の兵役に就く多重国籍保有のドイツ人には、他国での兵役をドイツの兵役に換算する制度まであるのだ⁽⁶⁾。ドイツでは、公務就任権をもつ条件として国家への忠誠心を上げているが、このドイツでいう国家への忠誠心とは、軍事的な意味ではなく、主権在民国家の骨格、憲法への忠誠を意味している。それゆえ、多重国籍者であることと国家への忠誠とが矛盾しないというわけだ。

一方、日本は多重国籍保有を承認しようとしない。出生により多重国籍者となっても、85年に改「正」された国籍法の国籍選択制度により、ひとつだけ

を選択するよう求められる。「国籍唯一の原則」がさも絶対普遍であるかのような国籍神話が、日本では支配的であるからだ。日本でいう国家への忠誠心とは、その憲法に「戦争放棄」をうたっているながら、「国家存亡の際、銃をとること」⁽⁷⁾と定義されている。忠誠心が相変わらず軍事的な意味で使われており、戦前の「国体への忠誠」が名残をとどめているようだ。そして「国家に対する忠誠心に欠ける」ことを理由に、「公権力の行使と公の意思形成に外国人が就くことは不適切である」⁽⁸⁾として、定住外国人の参政権・公務就任権（一部地方自治体レベルでは認めている）をとともに認めていない。こうして定住外国人を排除することを通じて、日本では兵役と国籍が不可分なものとして固く信じられており、国籍を条件とする市民権が当然視されてきた。

しかし、「国籍唯一の原則」なるものは存在しえないとして永田誠は次のように述べている。

そもそも、国籍立法における国際法上の原則は、A国の国籍立法はA国の国籍の取得・変更・喪失をきめることができるだけでB国のそれについては定めることができない、という原則が唯一無二のものであり、それ以外の原則は存在しないのである。国籍立法の唯一の原則は、つまり、主権尊重の原則なのである。⁽⁹⁾

つまり、どの個人に国籍を与えるかという決定は国家の主権の問題であり、自国が国籍を与えた個人に他国も国籍を与えようとするのをどの国家も妨げることにはできない、何故ならそれが主権侵害に当たるからだと言うのである。こうして多重国籍は不可避的に発生する。

しかし、近代国家としての統合を強化したい日本は、どうしても「国籍唯一の原則」神話をうちたてる必要があった。もともと多様であった人々に対し、戸籍制度によって天皇の赤子という「血統」幻想を与え、虚構の「民族」日本人が外国人排斥を通じ「外部」の補集合としてつくられた。排他的な忠誠を誓う者にのみ見返りとして国籍—市民権を与えるという大日本帝国憲法下の国籍概念は、一方でまっろわぬ者を「非国民」として権利を奪ってきた。そして日本国憲法下にかわった現在でも、それは未だ生きている。戸籍—国籍—市民権を強固な一枚岩として維持し、それによって単一民族国家であるかのような虚

像をつくり出し、巧みに近代国家としての統合を計ってきた日本。日本は明治以降ドイツに国家モデルを学んだが、国家統合の方法は多分に日本独自のものである。

では次に、参政権と国籍について考えてみたい。従来、国籍と参政権も不可分と見られてきたが、北欧を中心とするいくつかの国々では、定住外国人に地方参政権（国民としてでなく住民としての権利）を与えるに至っている。ECのユーロ・ナショナリズムを強調するために、各国家構成員というアイデンティティよりヨーロッパ地域住民というアイデンティティを優先させ、EC内出身者であれば定住外国人にも国民同等の権利を認める動きが見られる。日本で定住外国人の参政権を要求する動きが活発化している。

永田誠は、参政権と国籍について次のようにも述べている。

国籍と参政権、社会保障とは必ずしも結びつかない。そもそも国籍にいかなる権利を結びつけるかは、各国の国内立法によるものであって、国籍そのものは、これらの各個の権利・義務からは独立した抽象的な性格を有するものなのである。国籍にとっては、参政権も兵役の義務も重要な要素ではないのである。

次に、特定の国が自国民に参政権を与えているとしても、その大部分は憲法上の抽象的な権利であり、具体的な参政権——例えば選挙権——の行使には居住要件が規定されているのが通常であるから、重国籍を有するからとって、その所属各国の参政権を常に行使できるわけではない。また、社会保障の利益も、国籍を有しているという事実ではなく、居住しているとか納税しているとかの事実と与えられる方がむしろ通常であるから、ある外国籍を有する日本国民の方が、日本国籍のみを有する日本国民より以上の利益を享受するという事は通常あり得ないことである。⁽¹⁰⁾

確かに、身近なところで在日韓人の例を見れば明らかだが、在日韓国人は憲法上「大韓民国」の国民として参政権を有するが、<居住の事実>がないため住民登録がなく、選挙人名簿にも搭載されないため実際には参政権を行使することができない。海外に居住する日本国民も、選挙人名簿には搭載されている

ものの、海外にいながらにして投票する方法がないため、参政権を行使することが実際には困難となっている。

つまり、参政権もまた兵役同様、国籍より<居住の事実>により大きく規定されるものなのである。国籍と市民権の一体化を打ち破るまでもなく、現状においても潜在的には国籍と市民権とは互いに独立した概念である。国籍とは、ある個人に対しどの国家が主権を行使しうるかという一種の「烙印」であり、国家が主権の名のもとに人々を領土や資源と並んで「領民」扱いできた時代の名残なのである。国籍とは個人よりむしろ国家主権にとって必要な概念であった。それに対し市民権とは、<居住の事実>に基づき権利と義務を表裏一体として社会と個人が結ぶ、単なる契約である。そして、事実上の社会構成員とは、国民であるより、定住外国人を含めた国内に居住する住民なのである。ポスト近代国家の社会が必要としているのは、世界人権規約が求めるような内外人平等原則に基づいた「新しい市民権」である。そうした時代に、もはや国籍という概念は必要ない。

(5) ポスト近代国家と「新しい市民権」

では、ポスト近代国家に向けて、具体的に国籍と市民権の分離はいかにして可能になるだろうか。まず、先述したように、定住外国人に市民権を与えるという方法が考えられる。しかし、既に挫折しているとはいえ未だ存在している近代国家が、それこそ主権をかけて抵抗してくるのは目にみえている。自国民に他国民が市民権を認めることは、国家主権の根幹が揺るがされるからだ。では、近代国家サイドからの反動をできる限り引き起こさないかたちで、国籍と市民権の分離を行う方法はないだろうか。ある。それは多重国籍者の増加という方法である。

これも先述したように、皮肉にも互いの国家主権を尊重するがゆえに、近代国家は多重国籍者という存在を事実上否定することができない。しかも、多重国籍者とはかかる国家主権が重複する存在であるがゆえに、他国の主権を無視

して一国が自国の主権を個人に対し行使することが無理である。そこで、<居住の事実>がともなった国籍、「実効的国籍」(Effective Nationality)という概念が生じる。つまり、身体を引き裂くことができない以上、複数の国籍を保有していたとしても居住しているのは同時では一国にすぎない。ゆえに、その居住国が他国に優越して個人に主権を行使しようという考え方である。そこには国家・国籍概念が未だ健在であるとはいえ、個人が居住地選択を通して、複数の国家主権の中から一つを選択することが可能となる。これは、実質上、国籍選択を居住地選択のレベルまで下ろすことで、個人の裁量を拡大することを意味する。ということは、これによって多重国籍「外国人」労働者が「国境線」を超えて自由に往来する可能性が出てくるわけで、結果的にはゲリラ的に近代国家を内側からくい破ることになるはずだ。こうして、個人主権に対する国家主権の絶対性をひとつひとつつき崩していくことは可能である。そしてそれは、いずれ国籍・国家概念の消滅にまで至るであろう。

ここで現実的なモデルとして考えられるのは、地方自治制度とマルチ・カルチャリズム、そして「新しい市民権」の組合せであろう。マルチ・カルチャリズムとは、少数民族・女性・障害者・子どもといったマイノリティの市民権を尊重するためにうちたてられた「脱中心」の社会政策で、「中心一周辺」構造・「同化排除」メカニズムを強化するナショナリズムとは異なる社会統合の方法だ⁽¹¹⁾。障害者問題で提起された「ノーマライゼーション」と同様、「異質なるわれわれ」という概念を提起する。それは「われわれ」という社会のメンバーシップを得るために、同化を条件としない方法である。「内部としてのわれわれ」に同質性が必要とされない以上、内外を分けるための「異質としての外部」も必要とされない。画一化されない「われ」のままに、非「択一」に基いた自己決定権の確立——その可能性を具体化することによってのみ、人類は「近代」を超えられるのではないだろうか⁽¹²⁾。

<注>

- (1) 宮島 喬 1992 『ひとつのヨーロッパ いくつものヨーロッパ』東京大学出版会、p.197.
- (2) 田中 浩 1889 『近代国家と個人』日本放送出版協会、p.17.
- (3) 山内 昌之 1992 『新・ナショナリズムの世紀』PHP 研究所、p.30～31.
- (4) 分田 順子 1993 「国籍と市民権」『福岡教育大学紀要』第42号第2分冊、p.125.
- (5) 毎日新聞 1991年1月29日付け夕刊.
- (6) 国際結婚を考える会 1991 『二重国籍』時事通信社、p.151.
- (7) 1984年9月13日 名古屋地裁での法務省入管局元登録課長亀井氏の証言「外国人と内国人の処遇について差異が生じるのは、国家に対する忠誠の質と度合いによるもの。国家に対する忠誠の度合いとは、国家が危急存亡の折り、鉄砲を持つかどうかである。」
- (8) 内閣法制局は1953年に「公権力の行使または、国家意思形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という見解を出し、今に至っている。(のちに「国家意思」を「公の意思」に訂正したという)
- (9) 永田 誠 1986 「いわゆる『国籍唯一の原則』は存在するか」『日本法学』第51巻第4号、p.95.
- (10) 同上、p.124.
- (11) マルティ・カルチュラリズムも国家主義に陥る危険性があり問題はあるが、ここではモノ・カルチュラリズムと比較してより望ましいということ述べるのみで、その問題点については詳しく述べない。
- (12) 本稿では、筑波社会学会第5回大会シンポジウムで取り上げられた「複合的アイデンティティ」という概念を採用しなかった。代わって、“非「択一」としての自己(セルフ)”という概念を用いた。それに関しては次を参照されたい。
上野千鶴子×鄭暎恵 1993.8. 対談「外国人問題とは何か」、『現代思想』vol.21-09、青土社.

(ちゃん よんへ／広島修道大学)